

SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:昭和61年11月1日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4兆4,843億円

(資本金、運用純資産総額は平成25年5月31日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	海外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産((注))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし	その他(ダウ工業株30種平均株価 (NYダウ)(円ベース))

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行うSMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年7月22日に関東財務局長に提出しており、平成25年7月23日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

✓ ファンドの目的・特色



ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

ダウ工業株30種平均株価に採用されている米国の主要な株式30銘柄への投資を行い、ダウ工業株30種平均株価(円ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。

ダウ工業株30種平均株価とは

ダウ工業株30種平均株価^(注)とは、S&P Dow Jones Indicesが米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したものです。1896年に12種平均株価として誕生し、現在では米国株式の値動きを示す代表的な株価指数として知られ、日本では「ダウ平均」、「NYダウ」、「ダウ工業株30種」などと呼ばれています。

NYダウ採用銘柄(2013年5月末現在)

銘柄	業種	構成比率(%)	銘柄	業種	構成比率(%)
IBM	ソフトウェア・サービス	10.6	ユナイテッドヘルス・グループ	ヘルスケア機器・サービス	3.2
シェブロン	エネルギー	6.2	イー・アイ・デュポン・ドゥ・ヌムール	素材	2.8
3M	資本財	5.6	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	各種金融	2.8
ボーイング	資本財	5.0	ベライゾン・コミュニケーションズ	電気通信サービス	2.5
マクドナルド	消費者サービス	4.9	メルク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.4
ユナイテッド・テクノロジー	資本財	4.8	ザ コカ・コーラカンパニー	食品・飲料・タバコ	2.0
エクソンモービル	エネルギー	4.6	AT&T	電気通信サービス	1.8
キャタピラー	資本財	4.4	マイクロソフト	ソフトウェア・サービス	1.8
ジョンソン・エンド・ジョンソン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.3	ファイザー	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.4
トラベラーズ・カンパニー	保険	4.3	ヒューレット・パッカード	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.2
ホーム・デポ	小売	4.0	インテル	半導体・半導体製造装置	1.2
プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	家庭用品・パーソナル用品	3.9	シスコシステムズ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.2
アメリカン・エキスプレス	各種金融	3.8	ゼネラル・エレクトリック	資本財	1.2
ウォルマート・ストアーズ	食品・生活必需品小売り	3.8	バンク・オブ・アメリカ	各種金融	0.7
ウォルト・ディズニー	メディア	3.2	アルコア	素材	0.4

※業種分類はMSCI世界産業分類基準の24産業グループに基づいています。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

NYダウの過去の推移

2003年12月末～2013年5月末



※ファンドの評価基準にあわせ、NYダウ(ドルベース)は前営業日のデータを表示しています。

(出所)S&P Dow Jones Indicesのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

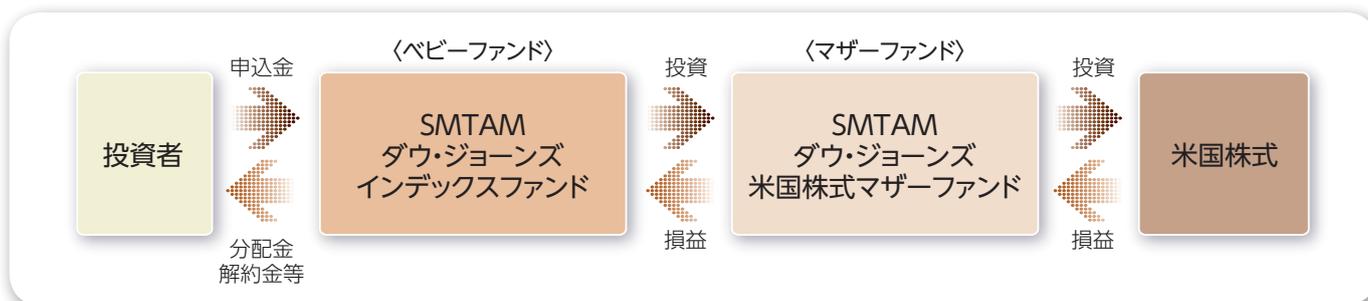
※グラフはあくまで過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



分配方針

- 年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
 - 分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することがあります。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



(注)ダウ工業株30種平均株価について

[Dow Jones Industrial Average] (ダウ工業株30種平均株価) (以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC (以下「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC (以下「S&P」)の登録商標で、DJIA®、The Dow®、Dow Jones®およびDow Jones Industrial AverageはDow Jones Trademark Holdings LLC (以下「Dow Jones」)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社 (総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの受益者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するDow Jones Industrial Averageの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。Dow Jones Industrial Averageに関して、S&P Dow Jones Indicesと当社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。Dow Jones Industrial Averageは当社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageの決定、構成または計算において、当社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。Dow Jones Industrial Averageに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。上記にかかわらず、CME Group Inc.とその関連会社は、当社により現在設定・運用されている当ファンドに関連しませんが、当ファンドに類似または競合する金融商品を独自に発行または支援できるものとします。さらに、CME Group Inc.とその関連会社は、Dow Jones Industrial Averageのパフォーマンスに関連する金融商品を取引できるものとします。

S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信 (電子通信も含む) を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones Industrial Averageまたはこれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって当社、当ファンドの受益者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと当社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

NYダウ(ドルベース)とドル円レートの推移



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※グラフはあくまで過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

米国のGDPは、世界のGDPの約20%を占めます。

主要国の名目GDP (2012年)

	名目GDP	比率
米国	15.7兆ドル	21.9%
中国	8.2兆ドル	11.5%
日本	6.0兆ドル	8.3%
英国	2.4兆ドル	3.4%
世界	71.7兆ドル	

(出所) IMFのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

米国の株式市場は、世界の株式市場の時価総額の約35%を占めます。

主要国の時価総額 (2013年5月末現在)

	時価総額	比率
米国	19.5兆ドル	34.6%
(内 NYダウ)	4.4兆ドル	7.9%
日本	4.2兆ドル	7.4%
中国	3.4兆ドル	6.0%
英国	3.5兆ドル	6.2%
香港	3.4兆ドル	5.9%
世界	56.5兆ドル	

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドは、ダウ工業株30種平均株価(NYダウ) (円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

運用実績

当初設定日：2009年4月30日
作成基準日：2013年5月31日



基準価額・純資産の推移



基準価額	20,919円
純資産総額	109億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:20円

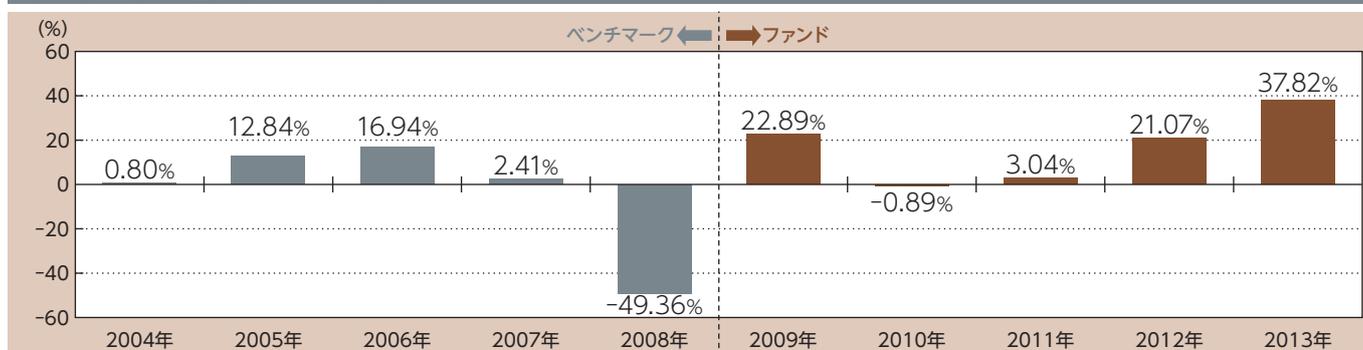
決算期	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月	—
分配金	0円	0円	0円	20円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	10.0%
CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	5.9%
3 M COMPANY	アメリカ	株式	資本財	5.3%
BOEING CO	アメリカ	株式	資本財	4.8%
MCDONALD'S CORP	アメリカ	株式	消費者サービス	4.6%
UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	株式	資本財	4.6%
EXXON MOBIL	アメリカ	株式	エネルギー	4.4%
CATERPILLAR	アメリカ	株式	資本財	4.1%
JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.1%
TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	株式	保険	4.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2009年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2013年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2004年～2008年は、ファンドのベンチマークである「ダウ工業株30種平均株価(NYダウ)(円ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	平成25年7月23日から平成26年7月18日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日が次の場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ニューヨーク証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(平成21年4月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.7245% (税抜0.69%) 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。	
運用管理費用の配分	委託会社	年率0.3465% (税抜0.33%)
	販売会社	年率0.315% (税抜0.3%)
	受託会社	年率0.063% (税抜0.06%)
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度 (監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 10.147%

※上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度 [愛称: NISA (ニーサ)] をご利用の場合

少額投資非課税制度 [NISA (ニーサ)] は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

